



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 告示		
964 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)	1
965 保安林の指定施業要件変更予定	(")	1
966 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(")	2
967 道路の区域変更	(道路保全課)	2
968 "	(")	2
969 道路の供用開始	(")	3
970 道路の区域変更	(")	3
971 道路の供用開始	(")	3
○ 海区漁業調整委員会指示		
5 ひき縄釣による水産動物の採捕		4
○ 訓令		
*19 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令	(技術調査課)	5

告 示

和歌山県告示第964号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木478の1（次の図に示す部分に限る。）、479の3、479の4、480の2、492の1、492の2、492の8、496の4、496の5
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第965号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第966号

令和3年和歌山県告示第839号（以下「告示第839号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

溝口武雄

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第839号のとおり

和歌山県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町松ヶ峯字切口35 6番1地先から同町松ヶ峯字東尾 50番9地先まで	旧	10.85 } 20.50	157.30	
同上	新	10.85 } 20.50	157.30	
同上	新	12.04 } 75.10	143.84	

和歌山県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字下岡361番4地先から同町大字原谷字中垣内312番1地先まで	旧	5.80 } 8.60	60.60	
同上	新	9.41 } 20.41	60.00	

和歌山県告示第969号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字下岡361番4地先から同町大字原谷字中垣内312番1地先まで
供用開始の期日 令和3年9月28日

和歌山県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上初湯川皆瀬線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字上初湯川字橋渡725番1地先から同町大字上初湯川字葛谷726番1地先まで	旧	9.17 } 15.91	34.82	
同上	新	9.17 } 30.98	34.82	

和歌山県告示第971号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上初湯川皆瀬線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字上初湯川字橋渡725番1地先から同町大字上初湯川字葛谷726番1地先まで

供用開始の期日 令和3年9月28日

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年9月28日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

1 定義

この指示において「ひき縄釣」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

ひき縄釣により水産動物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）又はトローリング大会等を開催して水産動物を採捕させようとする者（以下「主催者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために採捕する場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して採捕する場合
- (2) 試験研究のために採捕する場合
- (3) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項に規定する許可に基づき、採捕従事者が採捕する場合

3 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 和歌山県に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 同一の採捕者による採捕期間が、連続5日以内であること。
- (4) 採捕しようとする水産動物の種類が、当該資源の保護培養上及び当該資源を利用する漁業との調整上において支障がなく、適当であること。

4 制限又は条件

(1) 法令等を遵守させる義務

採捕者は、漁業法及び和歌山県漁業調整規則等の水産関係法令を遵守しなければならない。主催者は、関係する採捕者に対して当該遵守義務を指導しなければならない。

(2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者又は主催者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。主催者は、関係する採捕者に対して漁業者の操業を妨げないよう指導しなければならない。

(5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養上又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(6) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、ひき縄釣採捕承認事務取扱要領に定める。

6 指示の有効期間

令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

訓 令

和歌山県訓令第19号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略 （補則） 第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注9 （本契約の確定） 第59条の2 この契約は、和歌山県議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとす。ただし、本契約までの間に、受注者（共同企業体の場合には、その構成員を含む。以下この条において同じ。）が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を発注者から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平</p>	<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略 （補則） 第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">注9 （本契約の確定） 第59条の2 この契約は、和歌山県議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとす。ただし、本契約までの間に、受注者（共同企業体の場合には、その構成員を含む。以下この条において同じ。）が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を発注者から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平</p>

成19年11月13日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約は締結しないものとする。

- 2 前項の規定において本契約を締結しないこととなったとき、発注者は、受注者に対し何ら責任を負わないものとする。

注10

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 円
年度 円
年度 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円
年度 円
年度 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 各会計年度において前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度 円
年度 円
年度 円

- 3 各会計年度において中間前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度 円
年度 円
年度 円

成19年11月13日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、発注者は、仮契約を解除し、本契約は締結しないものとする。

- 2 前項の規定において本契約を締結しないこととなったとき、発注者は、受注者に対し何ら責任を負わないものとする。

注8

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 円
年度 円
年度 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円
年度 円
年度 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

- 2 各会計年度において前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度 円
年度 円
年度 円

- 3 各会計年度において中間前払金として請求できる金額は、次のとおりとする。

年度 円
年度 円
年度 円

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。
(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \frac{\text{請負代金相当額} \times 9}{10} - \frac{\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額} - \{\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額})}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。
(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \frac{\text{請負代金相当額} \times 9}{10} - \frac{\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額} - \{\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額})}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

注11

(債務負担行為に係る契約の特則)

第60条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

____年度 円
 ____年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

____年度 円
 ____年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第61条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるの

は「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2. 前項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金（ただし、契約会計年度における支払限度額の範囲に限る。）の支払を請求することができる。（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第62条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2. この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \frac{\text{請負代金相当額} \times 9}{10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \}} \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) \div \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

略

注8：債務負担行為を行う工事に係る契約の場合には、第50条第3項を点線枠内の条文に置き換えて用いる。

注9：議会の議決を要する契約の場合には、頭書の契約書を仮契約とし、第59条の次に第59条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

注10：債務負担行為を行う工事に係る契約であって、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められていないものである場合には、第59条（第59条の

略

注8：債務負担行為を行う工事に係る契約の場合には、第50条第3項を点線枠内の条文に置き換え、第59条（第59条の2）が追加されている場合は第59条の2の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

注9：議会の議決を要する契約の場合には、頭書の契約書を仮契約とし、第59条の次に第59条の2として点線枠内の条文を追加して用いる。

2が追加されている場合は第59条の2の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

注11：債務負担行為を行う工事（工期が1年未満であって、翌年度に渡るものに限る。）に係る契約であって、契約会計年度において翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているものである場合には、第59条（第59条の2が追加されている場合は第59条の2）の次に第60条、第61条及び第62条として点線枠内の条文を追加して用いる。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う工事、入札通知書を送付若しくは指名通知書を発行する工事又は見積書を徴する工事から適用する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。